

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規則

- 知事等及び職員の給与の特例に関する条例施行規則 (人事課) 一
- 産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則 (新産業振興課) 一
- 国土改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (農村振興課) 六

ページ

## 規則

知事等及び職員の給与の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第二十六号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成二十一年宮城県条例第十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の管理職手当の特例の区分)

第二条 条例第三条第二項の規則で定める区分は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	割合
宮城県人事委員会規則七・十八(管理職手当)第一条第一項に規定する職に係る同条第二項の規定による区分(以下「管理職手当の区分」という。)	百分の十
管理職手当の区分が三種の職を占める職員	百分の七・五

管理職手当の区分が一種、二種又は三種以外の職を占める職員

百分の五

### 附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第二十七号

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術総合センター条例施行規則(平成十一年宮城県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第四項中、「については、依頼者が別途費用弁償するものとし、その」を、「」に改める。

別表第一第一号の表実用化研究室(二〇平方メートルにつき)の項中、「(二〇平方メートルにつき)」を、「(一般)」に改め、同表に次のように加える。

実用化研究室(クリーンルーム)	一時間につき	二、〇〇〇円
シールドルーム	一時間につき	三、〇〇〇円

別表第一第一号の表材料加工関連機器の項中

小型振動試験装置	一時間につき	五〇〇円
磁化式残留応力計測装置	一時間につき	五〇〇円
小型振動試験装置	一時間につき	五〇〇円
振動試験装置	一時間につき	一、九〇〇円
スパッタリング装置	一時間につき	六〇〇円

任意波形発生器 ( )	一時間につき	五〇〇円	を
電源周波数磁界イミューニティ試験装置	一時間につき	五〇〇円	を
回路図設計支援ツール	一時間につき	五〇〇円	に
交流標準電源電圧発生器	一時間につき	五〇〇円	を
回路図設計支援ツール	一時間につき	五〇〇円	を
に改め、同表電子・情報関連機器の項中			
スーパーミキサー	一時間につき	五〇〇円	を
大型連続式放電プラズマ焼結機	一時間につき	一五、三〇〇円	を
スーパーミキサー	一時間につき	五〇〇円	を
ツインロックウェル硬さ試験機	一時間につき	五〇〇円	に
低温恒温恒湿機	一時間につき	五〇〇円	を
ツインロックウェル硬さ試験機	一時間につき	五〇〇円	を
超低温恒温恒湿槽 ( )	一時間につき	四五〇円	に
振動試験装置	一時間につき	一、九〇〇円	に

電源周波数磁界イミューニティ試験装置	一時間につき	五〇〇円	に
電力増幅器	一時間につき	五〇〇円	を
任意波形発生器 ( )	一時間につき	五〇〇円	を
超低温恒温恒湿槽 ( )	一時間につき	四五〇円	に
電力増幅器	一時間につき	五〇〇円	に
振動試料型磁力計 (VSM)	一時間につき	一、三〇〇円	を
ベクトルネットアナライザ	一時間につき	九五〇円	を
ベクトルネットアナライザ	一時間につき	一、三〇〇円	に
ガウスメータ	一時間につき	五〇〇円	を
電圧発生器	一時間につき	五〇〇円	を
ベクトルネットワークアナライザ	一時間につき	九五〇円	を
任意波形発生器	一時間につき	五〇〇円	を
超低温恒温恒湿槽	一時間につき	四五〇円	を
三次元動作解析システム	一時間につき	七〇〇円	を

光造形システム( )	一時間につき	三、九〇〇円	を
	に、		
三次元コンピュータグラフィックシステム	一時間につき	一、九〇〇円	を
	を		
紙積層造形装置	一時間につき	二、一〇〇円	に改め、同表工業デザイン関連機器の項中
	を		
三次元コンピュータグラフィックシステム	一時間につき	一、九〇〇円	に改め、同表工業デザイン関連機器の項中
	を		
熱衝撃試験機	一時間につき	四〇〇円	
高速電力増幅器	一時間につき	六〇〇円	
ロックインアンプ	一時間につき	六〇〇円	
高周波電磁界解析シミュレータ	一時間につき	七〇〇円	
紫外線照度計	一時間につき	六〇〇円	
測定機能付精密電流・電圧源(ソースメータ)	一時間につき	六〇〇円	
TDR装置	一時間につき	七〇〇円	
イオンミリング装置	一時間につき	一、一〇〇円	
触針式段差計	一時間につき	六〇〇円	
顕微鏡式薄膜測定装置	一時間につき	六〇〇円	
スパッタ装置	一時間につき	一、二〇〇円	
酸化・拡散炉	一時間につき	一、五〇〇円	

デジタル測色計	一時間につき	五〇〇円	を
	に改め、同表食品・バイオテクノロジー関連機器の項を次のように改める。		
超低温フリーザー	一時間につき	三〇〇円	を
を			
窒素分析装置	一時間につき	五〇〇円	を
を			
生物顕微鏡システム	一時間につき	五〇〇円	を
を			
水分活性測定システム	一時間につき	五〇〇円	を
を			
自記分光光度計	一時間につき	五〇〇円	を
を			
真空ガス置換包装機	一時間につき	五〇〇円	を
を			
照明付きインキュベータ	一時間につき	五〇〇円	を
を			
CO2インキュベータ	一時間につき	五〇〇円	を
を			
乾燥機	一時間につき	二〇〇円	を
を			
温度勾配恒温器	一時間につき	五〇〇円	を
を			
製品デザイン評価システム(ダミーパッケージ作成システム)	一時間につき	四〇〇円	を
を			
3Dスキャナー	一時間につき	七〇〇円	を
を			
製品デザイン評価システム(ダミーパッケージ作成システム)	一時間につき	四〇〇円	を
を			
光造形システム( ) VIPER	一時間につき	一、六〇〇円	を
を			
光造形システム( ) VIPER	一時間につき	一、六〇〇円	を
を			

を

エックス線テレビ透視検査システム	一時間につき	二、七〇〇円
X線回折装置(XRD)	一時間につき	二、一〇〇円

別表第一第二号の表分析・測定関連機器の項中

ケミルミネッセンスアナライザ	一時間につき	七〇〇円
微弱発光画像測定装置	一時間につき	七〇〇円
滅菌用オートクレーブ	一時間につき	五〇〇円
超遠心分離機	一時間につき	五〇〇円
テクスチャー評価装置	一時間につき	五〇〇円
高速液体クロマトグラフ	一時間につき	一、一〇〇円
真空凍結乾燥機	一時間につき	五〇〇円
減圧加熱乾燥機	一時間につき	五〇〇円
遠心分離機	一時間につき	五〇〇円
恒温振とう器	一時間につき	五〇〇円
ガスクロマトグラフ(TCD、FID)	一時間につき	三五〇円
安全キャビネット	一時間につき	五〇〇円
ロータリーエバポレータ	一時間につき	四五〇円
融碎機(マスコロイダ)	一時間につき	五〇〇円
マイクロ波減圧乾燥機	一時間につき	一、一〇〇円

食品・パ  
イオテク  
ノロジー  
関連機器

熱特性

変形状測定	室温から六百度まで	一件につき	九五〇円
変形状測定	室温から六百度まで	一測定につき	六、七〇〇円

に、

熱特性	一件につき	六、七〇〇円
粒度測定	一件につき	二、一〇〇円
密度測定	一件につき	五、二〇〇円
変形状測定	一件につき	九五〇円

を

曲げ試験	一件につき	二、一〇〇円
------	-------	--------

に、

衝撃試験	一件につき	二、二〇〇円
曲げ試験	一件につき	二、一〇〇円

を

に改め、同表備考第三号中「実用化研究室」の下に「一般」を加える。  
別表第一第二号の表材料試験の項中

X線回折装置(XRD)	一時間につき	二、一〇〇円
全自動波長分散型蛍光X線分析装置(XRF)	一時間につき	二、九〇〇円
レーザー顕微鏡	一時間につき	一、二〇〇円
全自動波長分散型蛍光X線分析装置(XRF)	一時間につき	二、九〇〇円
全自動波長分散型蛍光X線分析装置(XRF)	一時間につき	二、九〇〇円

同表食品分析の項から試料調整の項までを次のように改める。

食品分析												
機器分析					化学分析							
定性分析					定量分析		定性分析					
ガスクロマトグラフィー	液体クロマトグラフィー	極微弱発光測定	微弱発光画像測定	測色	吸光度	ガスクロマトグラフィー	液体クロマトグラフィー	滴定	pH測定	重量分析	電気泳動	薄層クロマトグラフィー
一測定につき	一測定につき	一測定につき	一測定につき	一測定につき	一測定につき	一測定につき	一測定につき	一成分につき	一測定につき	一成分につき	一測定につき	一測定につき
六、五〇〇円	九、〇〇〇円	一〇、四〇〇円	四、〇〇〇円	一、八〇〇円	二、三〇〇円	四、二〇〇円	四、七〇〇円	八、二〇〇円	一、二〇〇円	二、三〇〇円	五、六〇〇円	三、五〇〇円

寸法、距離測定	一件につき	五五〇円	
非破壊試験	エックス線探傷試験	一件につき	八、六〇〇円
寸法、距離測定	一件につき	五五〇円	
その他の温度	一測定につき	二、一〇〇円	

に改め、

を

表面観察										精密測定									
試料加工										形状の測定		長さの測定	物性測定		定量分析				
養生	粉碎	埋込み	粗研磨	切断、プレス	顕微鏡観察		光学顕微鏡観察	実体観察	三次元形状測定	断面形状測定		表面粗さ測定		寸法測定	破断、引張、圧縮	粘度	ケルダール窒素	水分活性	吸光度
					顕微鏡観察	走査型電子顕微鏡観察				設計値比較	真円度、真直度	三次元粗さ測定	二次元粗さ測定						
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	倍率五万倍を超えるもの	倍率五万倍以下のもの	一件につき	一測定につき	一測定につき	一測定につき	一測定につき	一測定につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一測定につき
二五〇円	二、七〇〇円	七五〇円	四五〇円	四五〇円	八、四〇〇円	七、一〇〇円	四、六〇〇円	四、六〇〇円	六、八〇〇円	二七、二〇〇円	四、六〇〇円	六、一〇〇円	四、六〇〇円	四、六〇〇円	四、六〇〇円	二、九〇〇円	三、四〇〇円	三、四〇〇円	三、八〇〇円

負荷環境		前処理											
高温	低温	蒸着	分解	難分解(溶融、フッ酸処理)	乾燥(常圧加熱)	乾燥(減圧加熱)	乾燥(真空凍結)	ろ過	ソックスレー抽出	遠心分離抽出	エポレータ濃縮	遠心濃縮	酵素反応、加水分解反応
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
二、七〇〇円	一、六〇〇円	四〇〇円	一〇、九〇〇円	二、三、六〇〇円	二、二〇〇円	六、四〇〇円	六、四〇〇円	一、八〇〇円	三、八〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円

試料調整

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料及び依頼がなされた試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

○宮城県規則第二十八号

国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則(平成六年宮城県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び第二号」を削り、同条に次の一項を加える。

3 条例第三条第一項第二号の規則で定める割合は、別表第四のとおりとする。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四(第一条関係)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区 分	割 合
災害復旧事業	
農業用施設	
ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防(海岸を含む)、道路、橋梁及び農地保全施設	百分の二十七(当該事業に係る国の負担割合が百分の六十五を超え百分の八十未満の場合にあっては、一から当該国の負担割合及び百分の八を控除した割合、当該事業に係る国の負担割合が百分の八十以上の場合にあっては一から当該国の負担割合を控除した割合に百分の六十を乗じて得た割合)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。